

2024年6月27日

各 位

会 社 名 株式会社永谷園ホールディングス

代表者名 代表取締役社長 永谷 泰次郎

(コード番号 2899 東証プライム市場)

問 合 せ 先 取締役管理本部長 豊田 操

(TEL 03-3432-3105)

## 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年9月を目処に臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年7月24日(水曜日)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会においてその議決権を行使することができる株主とし、下記のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基 準 日 2024年7月24日(水曜日)
- (2) 公 告 日 2024年7月9日(火曜日)
- (3) 公告方法 電子公告(当社ホームページに掲載いたします。) https://www.nagatanien-hd.co.jp/ir/

## 2. 本臨時株主総会の日程及び付議議案等について

当社が2024年6月3日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、エムキャップ十二号株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、公開買付者による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が成立したものの、公開買付者が当社株式のすべて(ただし、当社が所有する自己株式及び三菱商事株式会社(以下「三菱商事」といいます。)が所有する当社株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第180条に基づき、当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者及び三菱商事は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

この度、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

ただし、本公開買付けが成立しなかった場合には、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、 当該基準日についても利用しない予定です。

以 上